



広報 基山

確定申告特集
[臨時増刊号]
令和5年1月15日

確定申告のお知らせ

令和5年2月16日（木）から3月15日（水）（土・日・祝日は除く）まで、基山町役場及び鳥栖税務署に確定申告会場を開設します。なお、基山町役場に開設される申告会場については、下記の日程表のとおり区割りを行います。時間帯によっては、お待たせすることがありますので時間にゆとりを持っておいでください。また、今年の申告会場も、新型コロナウイルス感染症の感染予防策を講じた上で開設します。皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

- ◎会場 基山町役場 2階会議室 ※会場入口で整理券を配布します。
◎日程 令和5年2月16日（木）から3月15日（水）まで（土・日・祝日は除く）
◎受付時間

午前	9:00～11:00
午後	13:30～15:30

◎日程表

日程	午前	午後	日程	午前	午後
受付時間	9:00～11:00	13:30～15:30	受付時間	9:00～11:00	13:30～15:30
2月16日（木）	14区	10区	3月3日（金）	8区・11区	
2月17日（金）	15区	11区	3月6日（月）	1区・10区	
2月20日（月）	16区	12区	3月7日（火）	2区・12区	
2月21日（火）	17区	13区	3月8日（水）	4区・13区・16区	
2月22日（水）	1区		3月9日（木）	7区・8区・14区	
2月24日（金）	2区		3月10日（金）	5区・6区・15区	
2月27日（月）	3区	5区	3月13日（月）	3区・9区・17区	
2月28日（火）	4区	7区	3月14日（火）	上記日程までに	
3月1日（水）	6区		3月15日（水）	申告できなかった方	
3月2日（木）	9区				

※この日程表でご都合の悪い方は、区割り指定日以外の日でもご来場可能です。

※2月16日・17日・20日・21日の4日間、九州北部税理士会の税理士による申告相談会を行います。利用される方は、申告資料等をご持参ください。

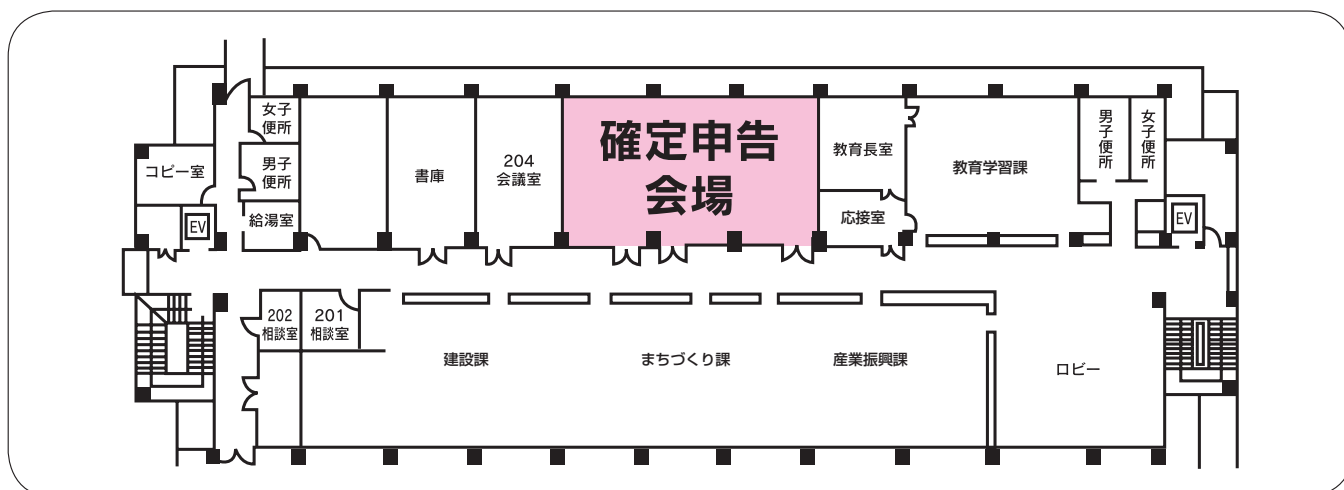
※土地・建物の譲渡所得や株式の譲渡所得、初年度の住宅借入金等特別控除の適用等、複雑な内容の申告については、申告相談にお時間をいただく場合や、鳥栖税務署会場へご案内する場合がございますのでご了承ください。

※青色申告の場合は、作成済みの確定申告書のみ受付をさせていただきます。

※基山町役場の申告会場では、所得税の確定申告書の控えへの収受日付印の押印はできませんのでご注意ください。

【問合せ先】 基山町役場 税務課 住民税係 電話：0942-92-7918

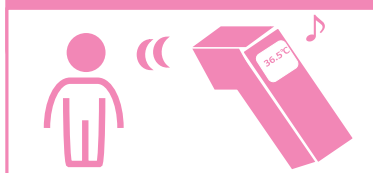
会場案内図 基山町役場 2階



◎新型コロナウイルス感染症予防策について

- 咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は来場をお控えください。
- 来場される際はマスクの着用、こまめな手洗い（手指消毒液の利用）など感染予防へのご協力をお願いします。
- 可能な限り最少人数でご来場いただきますようご協力お願いいたします。
- 申告会場内で使用する筆記用具などはできるだけご持参ください。

検温の実施



マスクの着用、アルコール 消毒液利用のお願い



最少人数での来場のお願い



◎パソコンやスマートフォンを用いた電子申告（e-Tax）について

- 申告会場では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3密を避ける必要があります。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、確定申告会場に来場することなく、自宅からパソコンやスマートフォンを使った電子申告や、郵送での申告が可能です。この機会に積極的にご利用いただき、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力をお願いします。（詳しくは7P及び8Pをご覧ください。）

1 所得税及び復興特別所得税の申告が必要な方(申告会場:基山町役場又は鳥栖税務署)

- ①事業所得や不動産所得があり、各種所得の合計額が控除額の合計額を超える方
- ②給与所得者で、次に該当する方
 - ・給与などの支払いを受けていて、主たる給与以外の給与収入と他の所得（給与所得及び退職所得以外）との合計額が20万円を超える方
 - ・給与の収入が2,000万円を超える方
 - ・年末調整をしていない方
- ③土地や建物などの資産を売却した方

詳しくは、国税庁のホームページ
<https://www.nta.go.jp/>等でご
 確認ください。



国税庁ホームページ

2 町県民税及び国民健康保険税の申告が必要な方（申告会場：基山町役場）

- ①令和5年1月1日現在、基山町に住所がある方
- ②令和4年中に収入が無かった方
- ③年末調整をしていない方（事業所得者等を含む）で、その年中の所得の合計額が各種所得控除の合計額を超えない方

※収入がない方、遺族年金・障害年金等の非課税所得のみの方でも申告をしないと、所得証明書・所得課税証明書等が必要な場合に証明書の交付ができません。また、国民健康保険税の軽減該当世帯等の判定ができませんので、基山町役場の申告会場で町県民税及び国民健康保険税の申告をお願いします。（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は町県民税及び国民健康保険税の申告書を提出する必要はありません。）

3 申告に必要な主なもの

- ①マイナンバーカード、または番号確認書類（通知カード等）と身元確認書類（運転免許証等）
- ②給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本）等、収入が分かる書類等
- ③「社会保険料の支払証明書」（国民年金や国民健康保険税等を含みます。）や「生命保険・地震保険等の控除証明書」等、控除額を証明する書類等
- ④申告者本人名義の振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号がわかるもの
- ⑤農業・営業・不動産所得がある方は、各所得の収支内訳書
- ⑥土地や建物などの資産を売却した方は、売買契約書等や取得価格・売却費用等がわかる書類（複雑な内容の申告については、鳥栖税務署会場へご案内する場合がございます。）
- ⑦税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき（税務署からの送付がある方のみ）
- ⑧その他、申告ごとに必要な書類

※令和4年中に国民健康保険税の納付がある世帯の世帯主の方には、1月下旬頃に国民健康保険税の納付証明書を送付いたします。

4 医療費控除について

医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書【内訳書】の添付が必要です。あらかじめ①及び②の金額をそれぞれ集計し、医療費控除の明細書【内訳書】に記入の上、領収書と一緒に持参してください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）を添付すると、明細の記入を省略できます。

- ①令和4年中に支払った個人ごと、医療機関ごとの医療費
- ②健康保険（高額療養費、出産育児一時金等）や生命保険契約（医療費の補てんを目的として支払いを受ける入院費控除給付金、医療保険金等）で補てんされた金額

5 セルフメディケーション税制について

特定健康診査やがん検診等を受診する個人が、医師によって処方される医療用医薬品から転用（スイッチ）した成分が用いられる医薬品（ドラッグストア等で購入するかぜ薬、胃腸薬などのスイッチOTC医薬品）の購入費を支払った場合に、医療費控除の特例として所得控除を受けることができます。

詳しくは、厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp>及び
国税庁<https://www.nta.go.jp/>
のホームページでご確認ください。



厚生労働省ホームページ



国税庁ホームページ

この特例の適用期限は5年延長されており、令和8年12月31日までの間に支払った費用が対象となります（延長前は令和3年12月31日まで）。

なお、通常の医療費控除の適用を受ける場合は、この特例の適用を受けることはできません。

6 住宅借入金等特別控除について

住宅ローンを利用して、家屋の新築、購入、または増改築した場合、一定の要件に当てはまれば特別控除を受けることができます。控除を受けるためには、源泉徴収票（※給与所得者のみ）、住宅借入金の年末残高証明書、土地建物の登記簿謄本（登記事項証明書）の写し、土地建物の売買契約書・建築請負契約書の写し等が必要です。

令和4年度税制改正に伴い、特別控除の適用期限（令和3年12月31日）を4年延長し、令和7年12月31日までの入居が対象となりました。

なお、令和4年以降に入居される方について、特別控除の控除率及び控除期間に改正がございます。

詳しくは、国税庁
<https://www.nta.go.jp/>
のホームページでご確認ください。

7 確定申告書の様式について

令和5年1月より、確定申告書A・Bの区分がなくなり、新しい申告書に一本化されます。

★ご注意ください★

①確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）
- などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

【マイナンバーカード】



(表)

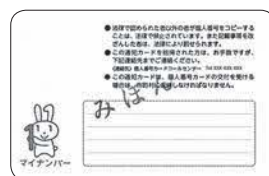


(裏)

【通知カード】



(表)



(裏)

②確定申告のお知らせ（はがき）をお持ちの方は、必ず持参してください。

前年に、基山町役場の申告会場で書面により申告書を提出された方には、税務署から確定申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」（はがき・青色）が送付されます。
基山町役場の申告会場にお越しになる際には、「確定申告のお知らせ」を必ず持参してください。

- ※「確定申告のお知らせ」とは、確定申告書の「受付期間」、「納期限」及び「予定納税額」等の確定申告書の作成に必要な情報を記載しているはがきです。「確定申告のお知らせ」は、令和5年1月13日（金）以降の発送となります。
- ※税務署の申告会場で、申告書を作成された方には、同様の内容の「確定申告のお知らせ」（はがき・オレンジ色）が送付されます。（令和5年1月26日（木）以降の発送となります。）
- ※「確定申告のお知らせ」について不明な場合は、鳥栖税務署にお問い合わせください。

<p>料金後納郵便</p> <p>ご自宅から申告できる e-Taxをご利用ください!</p> <p>XXX-XXXX</p>		<p>重要</p> <p>令和4年分 確定申告のお知らせ</p> <p>※ 確定申告書等の用紙の送付に代えて、このお知らせをお送りしています。</p>					
<p>様</p> <p>※ 確定申告に関する重要なお知らせです。必ずご本人様がお開封ください。</p> <p>カスタマバーコード</p>		<p>令和4年分確定申告書の作成に必要な情報</p> <p>様</p> <p>《電子申告（e-Tax）に関する事項》</p> <p><input type="radio"/> 利用者識別番号</p> <table border="1"> <tr> <td>XXXX</td> <td>XXXX</td> <td>XXXX</td> <td>XXXX</td> </tr> </table> <p>【ID・パスワード方式： 】</p> <p><input type="radio"/> ダイレクト納付 ※ 利用金融機関については、e-Taxのメッセージボックスをご確認ください。</p> <p>《所得税及び復興特別所得税に関する事項》</p> <p><input type="radio"/> 申告の種類</p> <p><input type="radio"/> 電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）の提出状況</p> <p><input type="radio"/> 予定納税額（合計） XX,XXX,XXX,XXX,XXX円</p> <p><input type="radio"/> 振替納税利用 ※ 記載漏れにご注意ください。 金融機関</p> <p>《消費税及び地方消費税に関する事項》</p> <p><input type="radio"/> 「簡易課税制度選択届出書」の提出状況</p> <p><input type="radio"/> 「課税事業者選択届出書」の提出状況</p> <p><input type="radio"/> 「課税期間特例選択届出書」の提出状況</p> <p><input type="radio"/> 基準期間の課税売上高（年額） X,XXX,XXX,XXX,XXX円</p> <p><input type="radio"/> 中間納付税額（合計） XXX,XXX,XXX,XXX,XXX円</p> <p><input type="radio"/> 中間納付譲渡割額（合計） XXX,XXX,XXX,XXX,XXX円</p> <p><input type="radio"/> 振替納税利用 金融機関</p> <p>※ 「簡易課税制度選択届出書」を提出している方であっても、基準期間（前々年）の課税売上高が5,000万円を超える方は簡易課税制度が適用できませんのでご注意ください。</p> <p>※ 届出書の提出状況については、届出書の提出がない場合又は令和4年分に適用がないと見込まれる場合に、「-」を表示しています。</p> <p>※ 1月ごとの中間申告を行った方など中間納付税額が確定していない方は、中間納付税額及び中間納付譲渡割額が表示されません。</p> <p>最終の中間申告分までの消費税額及び地方消費税額を合計し、申告書第一表の「10」欄及び「21」欄に記載してください。</p>		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
XXXX	XXXX	XXXX	XXXX				
<p>差出人</p> <p>TEL 03-9999-9999</p> <p>JH2 XXXXXXXXXX</p>		<p>OPEN</p> <p>「重要」欄を「開く」ボタンをクリックしてください。</p>					

③ふるさと納税でワンストップ特例を選択した方で確定申告を行う方

ふるさと納税ワンストップ特例の申請を行うためには、確定申告の不要な給与所得者等で、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である必要があります。したがって、ふるさと納税でワンストップ特例を選択した場合であっても、給与以外の収入がある方や医療費控除等を受ける方、また5団体を超える自治体に寄附をした方等は確定申告にて寄附金控除の申告が必要です。確定申告の際、各自治体から発行される「寄附金受領証明書」を提出する必要があります。

④公的年金収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方

公的年金の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告は不要となりますが、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。

また、所得税の確定申告が必要ない場合でも、次に当てはまる場合は町県民税の申告が必要です。

- 公的年金等に係る雑所得のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料や配偶者控除、扶養控除等）以外の各種控除（社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費控除等）の適用を受けるとき
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得（20万円以下も含む）があるとき

※確定申告をすると確定申告の内容で町県民税を計算しますが、確定申告や町県民税の申告がない場合は、年金の源泉徴収票の内容のみで町県民税を計算することになります。年金天引き以外の健康保険料や生命保険料など各種控除がある場合は、町県民税の申告をしないとその金額が考慮されません。

基山町及び税務署からのお知らせ

令和4年分農業所得の申告相談会を行います

確定申告を前に、農業所得収支内訳書の作成を目的とした申告相談会を行います。

◎会 場 基山町役場 1階 101会議室

◎期 間 令和5年2月1日（水）から2月7日（火）まで（土・日は除く）

◎受付時間

午 前	8：30～11：30
午 後	13：00～16：30

◎日 程 表

日 程	行 政 区	日 程	行 政 区
2月1日（水）	2区・3区・9区	2月6日（月）	5区・6区
2月2日（木）	1区	2月7日（火）	上記以外の区の方、又は6日までに来庁できなかつた方
2月3日（金）	4区・7区		

◎持ってくるもの

- ・収支内訳の資料（アグネスや経費の領収書など）
- ・前年分収支内訳書の控え

※咳・発熱等の症状がある方や、体調のすぐれない方は来庁をお控えください。

また、来庁される際はマスクの着用、手洗い（手指消毒液の利用）、筆記用具の持参など、感染予防へのご協力をお願いします。

※書類の作成には時間がかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

鳥栖税務署の申告会場について

- ◎会 場 鳥栖税務署（〒841-8601 鳥栖市秋葉町3丁目12の2）
- ◎日 程 令和5年2月16日（木）から3月15日（水）まで（土・日・祝日は除く）
- ◎受付時間 9：00～16：00

感染リスク軽減のための税務署からのお願い

令和4年分の確定申告について ～来場を検討されている方へ～

- 確定申告会場は、新型コロナウイルス感染防止策を講じた上で開設します。
- 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券の配付状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。
- 確定申告会場では、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。

入場整理券の配付方法（次のいずれかのみ）

- ✓ **LINE アプリによる事前発行**
- ✓ **各会場で当日配付**

国税庁 LINE 公式アカウント



（注）電話や税務署窓口において、入場整理券の事前発行は行っていません。

入場方法

- ✓ **LINE アプリによる事前発行** ⇒ 日時が表示された LINE 画面の受付会場での提示
- ✓ **当日配付の入場整理券** ⇒ 日時が印字された入場整理券の受付会場での提示

- 指定された入場時間内にご来場いただきますようお願いいたします。
 - ※ 混雑状況に応じ、指定された時間内であっても一時的にお待ちいただく場合があります。
- **LINE アプリによる事前発行の申込みは、来場希望日の10日前から可能です。**

※鳥栖税務署では、2月15日（水）までは確定申告会場を開設しておりません。職員による申告書作成等のサポートを希望される方は、2月16日（木）以降にお越しください。

※令和5年2月19日（日）と2月26日（日）は、メートプラザ佐賀（〒849-0919 佐賀市兵庫北三丁目8番40号）で休日受付を行っています。

申告書の提出期限

- ◎所得税及び復興特別所得税・贈与税は、令和5年3月15日（水）までに申告納税してください。
- ◎個人事業者の消費税及び地方消費税は、令和5年3月31日（金）までに申告納税してください。

スマートフォンやパソコンを用いた電子申告（e-Tax）について

令和4年分の確定申告は、ご自宅から e-Tax で送信！



国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、税務署へ出向かずに、スマートフォン・パソコンから確定申告書を e-Tax で送信（提出）できます。

確定申告書等作成コーナーの操作方法

操作マニュアル

福岡国税局 操作マニュアル



福岡国税局オリジナルの
操作マニュアルを掲載！
※令和5年1月更新予定

動画でチェック

動画で見る確定申告



STEP 1
国税庁HPへ
アクセス

STEP 2
申告書を作成

STEP 3
申告書を送信

スマホの方は
こちらから →



作成コーナー



画面の案内に従って金額などを入力するだけで、
申告書が作成できます。

さらに、スマホ申告なら…
スマホのカメラで
給与所得の源泉徴収票を
読み取り**自動入力**！



マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！



① マイナンバーカード

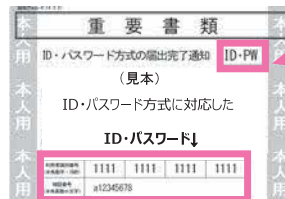
② ICカードリーダーライター 又は
マイナンバーカード読取対応の
スマートフォン



又は



IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・ID・パスワード方式の届出完了通知の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
 - ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。
- (注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

確定申告などに関するお問合せ

相談はチャットボットや電話でもできます

▶ チャットボットでの相談



税務職員ふたば



ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えます。

▶ お電話での相談

e-Tax の使い方
(操作方法等)

申告書の作成に
当たってのご不明点等

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)
上記ダイヤルにつながらない場合は、
03-5638-5171 (通常通話料金) をご利用ください。

【鳥栖税務署】
0942-82-2185
鳥栖税務署にお電話いただけますと、自動音声によりご案内しております。
※令和5年1月13日(金)～3月15日(水)の間は「確定申告テレホンセンター」を開設していますので、確定申告に関するお問合せは【0】を選択してください。